

■実態を今に伝える

「庁舎八南二傾クコト約二尺、内部ノ壁ハ墜子尽シ、扉ハ折レ、殆ト使用シ得ザル迄ニ破壊セラレタリ」

1923（大正12）年に発生した関東大震災で甚大な被害を受けた県は、その被害と復興の過程を後世に伝えるため、震災から4年後の27（昭和2）年に「神奈川県震災誌」（以下「震災誌」）をまとめました。

このとき県では県内の各郡役所から情報を収集しており、県立公文書館収蔵の「郡役所文書」という公文書には、このとき郡役所が県に提出した書類等がとじられています。そこには各郡の被害状況やその後の復興支援の内容が具体的な数値とともに記されており、「震災誌」に書かれていない部分も含めてその詳細を知ることができます。

冒頭の文章は、橋樹郡役所の文書に記された震災時の郡役所の様子を伝えるものですが、各郡の綿密な調査に基づいて作成された「震災誌」は、震災の実態を今に伝える記録として活用されています。

■私文書にも時代性

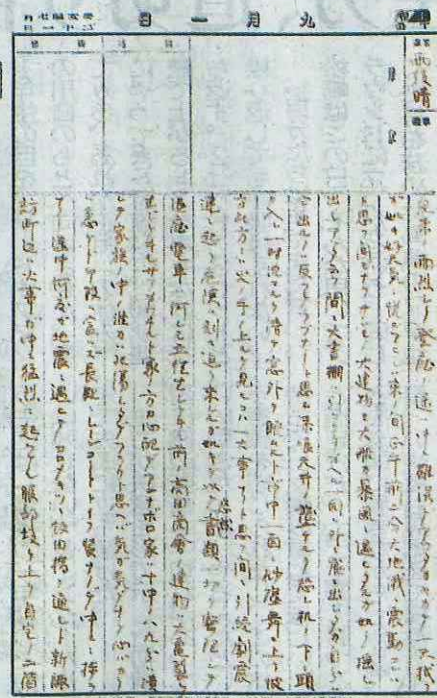
「世界ノ最後トハ矣ニ斯ノ如キモノデアルカトモ思イシメタ」

震災の記憶も継承

時を越える活動

歴史的な出来事を知るための記録は公文書に限りません。公文書館では、公文書だけでなく県内の個人宅などに残された古文書や私文書も収集しています。

日記や手紙といった記録には、公文書とは異なり個人の率直な心情がしたためられており、関東大震災を体験したある男性は、冒頭の言葉を震災当日の日記に



鉄道省の職員で、後に神中鉄道（現・相鉄線）や大雄山鉄道（現・伊豆箱根鉄道大雄山線）に勤務した小池駿一（しんいち）の震災当日の日記。建物の亀裂や電車の立ち往生などの記述がある（県立公文書館所蔵）

記しました。関東大震災という未曾有の大災害を当時の人々はどう受け止め、そして乗り越えていったのか―後世に生きる者にとって、こうした個人の記録からも実に多

くのことを知ることができ

るのです。



に生きる私たちも当時のことを読み取ることが出来ます。過去の記録を継承するということは、時代の記憶を未来に伝えることでもあります。93年の設立から20年、県立公文書館は収蔵する記録を保存・継承することで、記録と記憶の継承者としての役割を果たしてきました。全4回の本連載では、公文書館20年の歩みと活動についてご紹介していきます。と思います。

（県立公文書館 資料課・清水 善仁）
 次回回は15日掲載

震災後、半壊した橋樹郡役所庁舎の玄関前に集合した役所の職員。庁舎前の広場にトラックを建て事務を行ったという1923年（県立公文書館所蔵）

◆開館20周年記念特別展示 「記録遺産は時を越えて～かながわのアーカイブズ～」と題した特別展示が、県立公文書館（横浜市旭区、相鉄線二俣川駅から徒歩17分）で、3月30日まで開催中。記事で紹介した写真なども展示されている。入館無料。午前9時～午後5時。月曜と1月14日、2月11日、3月21日は休館。問い合わせは同館☎045(364)4461。